町田市 学校給食等 申込内容変更届出書

年 月 日

(宛先)町田市長 様

私は、町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則第4条第3項の規定により、及び町田市学校教材費等利用申込届出書承諾事項により、次のとおり届出します。

		可万変更する場			(2 bb	加一万	のみを変		はレ点をつけて、	
		給食等の	のみ変更します					教材等0)み変更します	-
2. 届出者(保護者) 届出時点の情報を記入してください。										
フ!	リガナ									
E	氏名									
		Ŧ	-							
信	主所									
3. 利用者(児童・生徒) 届出時点の情報を記入してください。										
学校名		町田市立					学校	学年		年
フリガナ										
氏名										
4. 内容変更日 届出内容を変更する日となりますので、必ず記入してください。 変更日 月 日										
変	(史口				年		月		日	
5.変	更内容	変更箇所のみ記		い。	ı					
	٠١١.١٤ ١.	変更前				変更後				
届出(フリガナ									
者保	氏名※1		 			-			• •	
情護		〒	-			〒		<u> </u>		
報者等	住所									
**************************************	電話番号		_							
	フリガナ									
児 情童	氏名									
報生	学校名				3)					377.1-4
徒	(在籍校名)	町田市立			学校					学校 ————
喫食状況 ※ 3		1 給食あり 2 給食なし 3 随時				1 給食あり 2 給食なし 3 随時				
							理由()
6. 出	国予定日	海外転出の力	のみ記入して	ください。						
出国	予定日				年		月		日	
裏面に言	己載してい	る注意事項・承	(諾事項を確認の)上、児童又	は生徒	1人に	つき1枚	:記入し、学	校に提出して	ください。
		Lie description of Nove		/// (mm)\	· · - ·	- · -	. – . –	. – . – .		
《栄養士 喫食開始		校・転出のみ))(《『 月 日 7	保健給食課記入欄》 、学日: /	《確認欄》	- 副	校長	校長	保	健給食課	教育総務課
·大区四州日 ·			·于· /	式 小 学 校 中	_ ш,			VI	エクセル/備考	
喫食終了	7日:	月 日 去	校日: /	校中						
					学校					
		市	i内転校 有 無	中 学 付 行						
				印即				/		/

<注意事項>

- ※1 届出者を変更する場合は変更前申請者への請求が終了となり、変更後申請者へ新規に請求することとなります。
- ※2 海外へ転出する場合は、「申請者(保護者)情報」の「変更後」に国内で通知の受け取りができる方の氏名・住所・電話番号を記入してください。
- ※3 喫食状況の変更は、事前に学校栄養士とご相談の上、記入してください。

<承諾事項>

【学校給食費】

- 1. 学校給食費は、学校給食法第11条に基づく経費として負担すること。
- 2. 本届出書は、町田市立の学校給食を提供している学校を卒業又は市外へ転校又は中学校全員給食を実施していない学校へ転校するまで継続されること。
- 3. 返金がある場合には、学校給食費の引き落とし口座に振り込むこと。
- 4. 生活保護・就学援助及び就学奨励制度の支給が決定された場合には、生活保護費・就学援助費及び就学奨励費から直接、学校給食費の支払いがされること。
- 5. 食物アレルギー等で牛乳なしの給食を希望する場合は、必ず学校にご相談のうえ、「学校給食費減額申請書」を学校に提出すること。

【学校教材費等】

- 1. 学校教材費等を町田市立学校の学校教材費等徴収規則第2条第2号に基づく費用として負担すること。
- 2. 就学援助及び就学奨励制度の支給が決定された場合には、その一部の費用について就学援助費及び就学奨励費から、直接学校教材費等の支払がされること。
- 3. 本届出書の記載事項に変更が生じたときは、学校教材費等申込内容変更届出書を提出すること。
- 4. 本届出書が、上記生徒が町田市立学校に在籍中にわたって有効であること。また、中学校卒業までの間に、町田市立学校以外の学校に在籍することとなった際は、利用した教材費等の支払を終えた時点で効力を失うこと。
- 5. 町田市立学校に在籍中、諸理由により学校教材等が不要となったときは、必ずあらかじめ在籍校へ申し出ること。また、申出時点で調達等の手続が終了しているものは、調達等の費用を負担すること。
- 6. 教材費等の詳細について、概ね5月、9月及び1月(2学期制の学校は5月及び9月)に、調達等予定一覧の通知がなされること。
- 7. 教材費等の納入の通知について、9月、1月及び3月(2学期制の学校は9月及び3月)に通知がなされること。また、学校教材等の納入通知に記載された納期限までに指定の金額を納付すること。
- 8. 還付がある場合には、学校教材費等の引落し又は届出者(保護者)指定の口座に振り込まれること。
- 9. 費用の支払は、口座からの引落し又は納付書による現金払いを行うこと。
- 10. 精算が発生した場合は、最終決算額を合わせて通知がなされること。